

## 従業員が感染症に罹患した場合の対応についての考え方

株式会社中原建設 総務部

標記の件、以下の通り対応の考え方を整理いたします。

### 1. 従業員の感染予防の原則

中原建設に在籍する従業員は、その組織に在籍する者の果たすべき責務として、業務遂行に支障のないように、自律的に体調の管理や感染症の予防に努めなければならない。

### 2. 感染症に罹患した場合

従業員は、自己管理の努力及ばず万一感染症に罹患した場合は、速やかに医師の診断に基づいた措置をとり、感染症の治療・回復に努めるものとする。また、感染症により、自己または職場での就業に影響がある場合には、会社や上司に速やかに報告を行い、業務の調整を行うと共に、医師の診断及び別紙ガイドラインに応じて欠勤とする。

### 3. 欠勤時の取り扱い

罹患した感染症が法律で定める就業禁止に該当する場合（※1）、就業禁止扱いとする。感染症（ノロウイルス、季節性インフルエンザ等）は、欠勤とする。また、欠勤期間については、保有の有給休暇を申請し、それを充てることができる。休暇を申請しない場合、健康保険の傷病手当金を申請することができる。

### 4. 症状緩和・回復期の取り扱い

従業員の勤務再開に関しては、自己判断とせず、医師の就労許可により可とする。従業員は、勤務再開後も別紙ガイドラインに応じて、二次感染によって職場での業務遂行に支障のないように、衛生措置に努めなければならない。

<例>・上司への報告、職場周知と感染予防協力依頼・職務スペース（机等）や共有設備（電話、コピー、ドアノブ等）の使用前後の衛生・トイレ、蛇口、飲食スペース等の使用前後の衛生徹底・こまめな換気・通勤時や対面時の飛沫感染防止対策（マスク着用、咳エチケット、アルコール消毒等）感染予防対応を行う

また、上司の許可により、業務都合上可能な場合は、隔離場所での就業を可とする。  
（在宅勤務等）

以上

※1：安衛法 68 条厚生労働省で定める一類感染症～三類感染症、新型インフルエンザ等

【別紙：感染期間ガイドライン】

感染症	主症状	感染期間（目安）	就業上の対応
季節性インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高熱（38℃以上）</li> <li>・関節、筋肉痛、全身倦怠感</li> <li>・咳、くしゃみ、鼻水、喉の痛み</li> </ul>	発症後5日かつ解熱後2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染に際し、医師の診断書（処方箋等可）を提出し欠勤とすること</li> <li>・症状解消後の勤務開始に際しては、左記日数経過後または医師の就労可能証明に基づくこと</li> <li>・勤務開始後も、発症後1週間程度は職場等の二次感染防止策を講じること</li> <li>・特に職場では飛沫感染の防止行動を徹底する事</li> </ul>
ノロウイルスによる感染性胃腸炎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘔吐、吐き気</li> <li>・下痢、腹痛</li> <li>・発熱</li> </ul>	症状解消後3日（発症後5日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染に際し、医師の診断書（処方箋等可）または会社指定機関の検査結果を提出し欠勤とすること</li> <li>・症状解消後の勤務開始に際しては、左記日数経過後または医師の就労可能証明または会社指定機関の検査結果に基づくこと</li> <li>・勤務開始後、2週間程度またはノロウイルス検査で陰性判定確定するまでは職場等での二次感染防止策を講じること</li> <li>・特に職場では、トイレおよび飲食等場所での感染防止行動を徹底する事</li> </ul>

<ガイドライン参考>

厚生労働省HP